

①十七 条憲法(原文)

十二年春正月戊戌朔。始賜冠位於諸臣。各有差。○夏四月丙寅朔戊辰。皇太子親筆作憲法十七條。一曰。以和為貴。無忤為宗。人皆有党。亦少達者。是以或不順君父。乍違于隣里。然上和下睦。諸於論事。則事理自通。何事不成。二曰。篤敬三宝。三宝者。佛法僧也。則四生之終歸。万国之極宗。何世何人非貴是法。人鮮尤惡。能教從之。其不歸三宝。何以直枉。三曰。承詔心謹。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行。万氣得通。地欲覆天。則致壞耳。是以君言臣承。上行下靡。故承詔必慎。不謹自敗。四曰。群卿百寮以礼為本。其治民之本。要在乎礼。上不礼而下非齐。下無礼以必有罪。是以群臣有礼。位次不乱。百姓有礼。国家自治。五曰。絕饗棄欲明辨訴訟。其百姓之訟。一日千事。一日尚爾。況乎累歲。頃治訟者。得利為常。見賄聽讞。便有財之訟。如石投水。乏者之訴。似水投石。是以貧民則不知所由。臣道亦於焉闕。六曰。懲惡勸善。古之良典。是以無匿人善。見惡必匡。其諂詐者。則為覆国家之利器。為絕人民之鋒劒。亦佞媚者。对上則好說下過。逢下則誹謗上失。其如此人。皆無忠於君。無仁於民。是大乱之本也。七曰。人各有任。掌且丕濫。其賢哲任官。頌音則起。奸者有官。禍乱則繁。世少生知。尅念作聖。事無大少。得人必治。時無急緩。遇賢自寬。因此国家永久。社稷勿危。故古聖王為官以求人。為人不求官。八曰。群卿百寮。早朝晏退。公事靡鹽。終日難盡。是以遲朝不逮于急。早退必事不尽。九曰。信是義本。每事有信。其善惡成敗。要在于信。群臣共信。何事不成。群臣無信。万事悉敗。十曰。絕忿棄瞋。不怒人違。人皆有心。心各有執。彼是則我非。我是則彼非。我必非聖。彼必非愚。共是凡夫耳。是非之理。詎能可定。相共賢愚如鑲无端。是以彼人雖瞋。還恐我失。我独雖得。從衆同拳。十一曰。明察功過。賞罰必當。日者賞不在功。罰不在罪。執事群卿。宜明賞罰。十二曰。国司。国造。勿飲百姓。国非二君。民無兩主。率土兆民以王為主。所任官司。皆是王臣。何敢与公賦歛百姓。十三曰。諸任官者。同知職掌。或病或使。有關於事然得知之日。和如會識。其以非与聞。勿防公務。十四曰。群臣百寮。無有嫉妬。我既嫉人。人亦嫉我。嫉妬之患。不知其極。所以智勝於己則不悅。才優於己則嫉妬。是以五百之乃今遇賢。千載以難得一聖。其不得賢聖。何以治国。十五曰。背私向公。是臣之道矣。凡「夫」人有私必有限。有憾必非同。非同則以私妨公。憾起則違制。害法。故初章云。上下和諧。其亦是情歟。十六曰。使民以時。古之良典。故冬月有間。以可使民。從春至秋。農桑之節。不可使民。其不農何食。不桑何服。十七曰。夫事不可独断必与衆宜論。少事是輕。不可必衆。唯速論大事。若疑有失。故与衆相辨。辭則得理。

◎十七条の憲法(口語訳) 太平記 日本書紀(下) 88 (講談社学術文庫)

夏四月三日、皇太子ははじめて自ら作られた十七条憲法を発表された。

一にいう。和を大切にし、いさかいをせぬようにせよ。人は皆それぞれ仲間があるが、全くよく悟った者も少ない。それ故君主や父にしたがわず、また隣人と仲違いしたりする。けれども上下の者が睦まじく論じ合えば、おのずから道理が通じ合い、どんなことでも成就するだろう。

二にいう。篤く三宝を敬うように。三宝とは仏・法・僧である。仏教はあらゆる生きものの最後のよりどころ、すべての国の究極のよりどころである。いずれの世、いずれの人でもこの法をあがめないことがあるうか。人ははなはだしく悪いものは少ない。よく教えれば必ず従わせられる。三宝によらなかつたら何によってよしまな心を正そうか。

三にいう。天皇の詔を受けたら必ずつつしんで従え。君を天とすれば、臣は地である。天は上を覆い、地は万物を載せる。四季が正しく移り、万物を活動させる。もし地が天を覆うようなことがあれば、秩序は破壊されてしまう。それ故に君主の言を臣下がよく承り、上が行えば下はそれに従うのだ。だから天皇の命をうけたら必ずそれに従え。従わなければ結局自滅するだろう。

四にいう。群卿(大夫)百寮(各役人)は礼をもって根本の大事とせよ。民を治める根本は必ず礼にある。上に礼がないと下の秩序は乱れ、下に礼がないときは、きつと罪を犯す者が出る。群臣に礼のあるときは、秩序も乱れない。百姓に礼のあるときは、国家もおのずから治まるものである。

五にいう。食におごることをやめ、財物への欲望を捨て、訴訟を公明に裁け。百姓の訴えは一日に千件にも及ぼう。一日でもそれなのに、年を重ねたらなおさらのことである。この頃訴訟を扱う者が、利を得ることを常とし、賄賂をうけてから、その申立てを聞く有様である。つまり財産のある者の訴えは、石を水に投げこむように、必ず聞き届けられるが、乏しい者の訴えは、水を石に投げかけるようなもので手ごたえがない。このため貧しいものはどうしようもない。臣としての役人のなすべき道も失われることになる。

六にいう。悪をこらし善を勧めるのは、古からのよい教えである。それ故、人の善はかくすことなく知らせ、悪を見ては必ずあらためさせよ。へつらいあざむく者は、国家を覆す鋭い道具のようなもので、人民を滅ぼす鋭い剣とも言える。またこびへつらう者は、上に向つては好んで下の者の過ちを説き、下にあえば上の者の過失をそしる。これらの人はみな、君に忠義の心がなく、民に対して仁愛の心がなく、これは大きな乱れのもととなるものだ。

七にいう。人はそれぞれ任務がある。司ることに乱れがあつてはならぬ。賢明な人が官にあれば、ほめたたえる声がすぐ起きるが、よこしまな心をもつ者が官にあれば、政治の乱れが頻発する。世の中に生まれながらにして、よく知っている人は少ない。よく思慮を重ねて聖となるのだ。事は大小となく、人を得て必ず治まるのである。時の流れが速かろうが遅かろうが、賢明な人に会った時、おのずから治まるのである。その結果国家は永久で、世の中は危険を免れる。だから古の聖王は、官のために立派な人を求めたのであり、人のために官を設けるようなことをしなかった。

八にいう。群卿や百寮は早く出仕し、遅く退出するようにせよ。公務はゆるがせにできない。一日中かかってもやりつくすのは難しい。それ故遅く出仕したのでは、急の用に間に合わない。早く退出したのでは、必ず業務が残ってしまう。

九にいう。信は道義の根本である。何事をなすにもまごころをこめよ。事のよしあし成否の要はこの信にある。群臣が皆まごころをもつてあたれば、何事も成らぬことはない。群臣に信がないと、万事ことごとく失敗するだろう。

十にいう。心の怒りを絶ち、顔色に怒りを出さぬようにし、人が自分と違うからといって怒らないようにせよ。人は皆それぞれ心があり、お互いに譲れないところもある。彼が良いと思うことを、自分はよくないと思ったり、自分がよいことだと思つても、彼の方はよくないと思つたりする。自分が聖人で、彼が必ず愚人ということもない。共に凡人なのだ。是非の理を誰が定めることができるか。お互いに賢人でもあり愚人でもあることは、端のない環のようなものだ。それ故相手が怒ったら、自分が過ちをしているのでないかと反省せよ。自分ひとり正しいと思つても、衆人の意見も尊重し、その行ふところに従うがよい。

十一にいう。官人の功績・過失ははっきりと見て、賞罰は必ず正当に行え。近頃、功績によらず賞を与えたり、罪がないのに罰を行つたりしているのがあり、事に当る群卿は、賞罰を公明に行わねばならぬ。

十二にいう。国司や国造は百姓から税をむさぼつてはならぬ。国に二人の君はなく、民に二人の主はない。国土のうちのすべての人々は、皆王（天皇）を主としてゐる。仕える役人は皆王の臣である。どうして公のこと以外に、百姓からむさぼりとしてよいであろうか。

十三にいう。それぞれの官に任ぜられた者は、みな自分の職務内容をよく知れ。あるいは病のためあるいは使いのため、事務をとらないことがあつても、職場についたときには、以前からそれに従事しているのと同じようにし、自分はそれにあずかり知らぬといつて、公務を妨げてはならぬ。

十四にいう。群臣や百寮はうらやみねたむことがあつてはならぬ。自分が人をうらやめば、人もまた自分をうらやむ。うらやみねたむ弊害は際限がない。人の知識が己にまさる時は喜ばず、才能が己に優る時はねたむ。こんなことでは五百年にして一人の賢人に会い、千年に一人の聖人の現れるのを待つのも難しいだろう。賢人聖人を得ないで何をもつて国を治められようか。

十五にいう。私心を去つて公につくすのは臣たる者の道である。すべての人が私心のある時は、必ず他人に恨みの心をおこさせる。恨みの心があるときは、必ず人の心は整わない。人々の気持ちを整わないことは、私心をもつて公務を妨げることになる。恨みの気持ちがおれば制度に違反し、法を破ることになる。第一の章にのべたように、上下相和し協調するようにといったのも、この気持ちからである。

十六にいう。民を使うに時をもつてするというのは、古の良い教えである。それ故に冬の月（十月から十二月）に暇があれば、民を使つてよい。春より秋に至るまでは農耕や養蚕のときである。民を使うべきでない。農耕をしなかったら、何を食えばよいのか。養蚕をしなかったら、何を着ればよいのか。

十七にいう。物事は独断で行つてはならない。必ず衆と論じ合うようにせよ。些細なことはかならずしも皆にはからなくてもよいが、大事なことを議する場合には、誤りがあつてはならない。多くの人々と相談し合えば、道理にかなつたことを知り得る。

産経新聞掲載

国民に「厩戸王」の定着を狙う

文部科学省は2月14日、次期学習指導要領の改訂案を公表した。その中に、国民として決して看過できない問題がある。日本史上重要な人物で、日本国家自立の精神的よりどころとなった聖徳太子の名を歴史教育から抹殺し、「厩戸王」という呼称に置き換える案が含まれているのである。

聖徳太子(574-622)は、冠位十二階と十七条憲法によって国家の仕組みを整備し、天皇を中心とする国づくりへ前進させた指導者だった。中国大陸との外交では、「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す」という文言で知られる自立外交を展開し、日本が支那の皇帝に服属する華夷秩序に組み込まれるのではなく、独立した国家として発展する理念を示した。

こうして聖徳太子はその後一世にわたる日本の古代国家建設の大きな方向付けをした。

そこで当然のことながら、現行の学習指導要領(平成20年)では「聖徳太子の政治」を学習すべき

聖徳太子を抹殺する指導要領案

一項目として設け、日本の古代律令国家確立の出発点に位置づける次のような指示が書かれている。

【「律令国家の確立に至るまでの過程」については、聖徳太子の政治、大化の改新から律令国家の確立に至るまでの過程を、小学校での学習内容を活用して大きくとらえさせるようにすること】(中学社会歴史的分野「内容の取扱」の項。傍線は引用者)

この一文は改訂案でもそのまま踏襲されているのだが、ただ1カ所、右の「聖徳太子」が「厩戸王(聖徳太子)」に突如として置き換えられたのである。

括弧を使ったこの書き方の意味するところは、「厩戸王」が正式な歴史用語であるが、すくには誰のことかわからない者もいるので、それは一般には聖徳太子と呼ばれてきた人物のことだ、と注記をしたというものである。ということでは、新学習指導要領

正論



拓殖大学客員教授
藤岡 信勝

とそれに基づいて歴史教科書によって「厩戸王」が国民の間に定着すれば、次期改訂ではこの注記は無くしてしまえるということになる。

反目左翼に利用される珍説

改訂案は、小学校ではこの表記の前後を入れ替えて「聖徳太子(厩戸王)」と教えることにするという。学校段階に応じて「厩戸王」という呼称に順次慣れさせ、「聖徳太子」の呼称をフェイドアウトさせる。周到な「聖徳太子

抹殺計画」といえるだろう。

なぜこんなことになったのか。その根拠は、今から20年近く前に、日本史学界の一部で唱えられた「聖徳太子虚構説」と呼ばれる学説だ。その説は「王族の一人として厩戸王という人物が実在したことは確かであるが」「『日本書紀』や法隆寺の史料は、厩戸王(聖徳太子)の死後一世紀ものちの奈良時代に作られたものである。それ故、『聖徳太子』は架空の人物である」(大山誠一「『聖徳太子』の誕生」平成11年)と主張する。

しかし、この説には根拠が乏しい。「聖徳太子」は100年以上たつてから使われた称号だが、核となる「聖徳」という美称は、『日本書紀』以前に出現しているからだ。この学説が公表されたあとも、「聖徳太子」の名を冠した書物はたくさん出版されている。戦後の日本史学界では、さまざまな奇説・珍説が登場した。騎馬民族征服王朝説、大化改新否定論、三王朝交替説などが典型例である。それらはしばらくもてはやされても、やがてうたかたのように消え去った。「聖徳太子虚構説」もそのような一過性の話題として消え去る運命にあった。

ところが、事情は不明だが文科省は、この珍説が歴史学界の通説であるところまで進めようとした。この説は日本国家を否定する反目左翼の運動に利用されているのであり、その触手が中央教育行政にまで及んだ結果である。

日本を精神的に解体させるのか死後付けられたという説を理由にその呼称が使えないとする

ば、歴代の天皇はすべて諡号(没後のおくり名)であるから、いちいち、大和言葉の長い名称を言わなければならず、歴史教育の用語体系は大混乱となる。そもそも歴史教育は歴史学のコピーではない。歴史教育には国民の歴史意識を育てる独自の役目がある。

聖徳太子抹殺の影響は古代史のみにとどまらない。明治以降発行された紙幣の人物像として最も多く登場したのは聖徳太子である。このことが象徴するように、聖徳太子は日本人の精神の支えとなる人物だったのだ。

聖徳太子の抹殺は日本国家を精神的に解体させる重大な一歩である。「日本を取り戻す」ことを掲げて誕生した安倍晋三政権のもとで見逃されてよいはずがない。

だが、また間に合う。文科省は学習指導要領の改訂案について、3月15日まで国民の意見をパブリック・コメントとして募集している。「聖徳太子の呼称を厩戸王に変えるな」という明確なメッセージを文科省に届けて、日本の歴史教育を救わねばならない。

(ふじおか のぶかつ)